

社保審一介護給付費分科会	
第 140 回 (H29. 6. 7)	資料 4 - 1

介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会	
第 23 回 (H29. 6. 2)	資料 1 改

平成 29 年度介護従事者処遇状況等調査の実施について (案)

平成 29 年度介護従事者処遇状況等調査については、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

1 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としている。

平成 29 年度については、介護人材の処遇改善を図るために、平成 29 年 4 月に臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算を拡充し月額平均 1 万円相当の処遇改善を実施したことを踏まえ、臨時に本調査を実施し、この処遇改善の効果を把握することとする。

2 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

平成 29 年 10 月

(参考：平成 28 年度調査の調査時期は平成 28 年 10 月)

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における調査結果の公表時期は、平成 30 年 3 月を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

(参考：平成 28 年度調査の公表時期は平成 29 年 3 月)

3 調査対象及び抽出方法・抽出率

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等（平成 28 年度調査と同じ）

(2) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出（平成 28 年度調査と同じ）

(3) 抽出率：別表参照

4 調査項目

(1) 施設・事業所票

給与等の状況、介護職員処遇改善加算の届出等の状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況 等

(2) 従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給の額、手当の額、一時金の額 等

5 調査項目等の変更について

平成 29 年度調査においては、平成 29 年度介護報酬改定において拡充した介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に関して、以下の内容を把握するための調査項目を新たに追加する。

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の届出状況
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の届出を行っている事業所におけるキャリアパス要件（Ⅲ）を満たす根拠となる昇給の仕組み
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の届出を行っている事業所における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の今後の届出予定及び届出を行っていない理由

なお、これらの調査項目の追加に伴い、加算を取得しない理由に関する具体的な事情を把握するための調査項目等については削除する。

その他の調査項目については、調査年度の修正等、形式的な変更を除き、平成 28 年度調査からの変更は行わない。

介護従事者処遇状況等調査の主な変更点

	平成 27 年度調査	平成 28 年度調査	平成 29 年度調査
調査の目的	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ること	同 左	同 左
調査対象施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○訪問介護事業所 ○通所介護事業所 ○認知症対応型共同生活介護事業所 ○居宅介護支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○訪問介護事業所 ○通所介護事業所（地域密着型を含む） ○認知症対応型共同生活介護事業所 ○居宅介護支援事業所 	同 左

	平成27年度調査	平成28年度調査	平成29年度調査
調査対象者	調査対象施設・事業所に在籍する以下の者 ○介護職員 ○看護職員 ○生活相談員・支援相談員 ○理学療法士・作業療法士 ・言語聴覚士・機能訓練指導員 ○介護支援専門員 ○事務職員 ○調理員 ○栄養士	同 左	同 左
調査時期及び調査の方法等	○調査時期 ：平成27年10月 調査対象施設・事業所に平成26年と平成27年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査	○調査時期 ：平成28年10月 調査対象施設・事業所に平成27年と平成28年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査	○調査時期 ：平成29年10月 調査対象施設・事業所に平成28年と平成29年ともに在籍している介護従事者について、各年における給与等を調査
処遇改善 加算の 届出状況	○加算の届出状況 旧加算（Ⅰ）～旧加算（Ⅳ）の届出状況を調査	○加算の届出状況 同 左	○加算の届出状況 加算（Ⅰ）～加算（Ⅴ）の届出状況を調査
	○加算（Ⅰ）のキャリアパス要件（Ⅲ）を満たす昇給の仕組み なし	○加算（Ⅰ）のキャリアパス要件（Ⅲ）を満たす昇給の仕組み なし	○加算（Ⅰ）のキャリアパス要件（Ⅲ）を満たす昇給の仕組み <u>加算（Ⅰ）の届出を行っている事業所について、キャリアパス要件（Ⅲ）を満たす根拠となる昇給の仕組みを調査</u>
	○加算（Ⅰ）の届出予定及び届出を行っていない理由 なし	○加算（Ⅰ）の届出予定及び届出を行っていない理由 なし	○加算（Ⅰ）の届出予定及び届出を行っていない理由 <u>加算（Ⅱ）の届出を行っている事業所について、加算（Ⅰ）の今後の届出予定及び届出を行っていない理由を調査</u>
	○旧加算（Ⅰ）（現加算（Ⅱ））の届出を行わない理由 旧加算（Ⅰ）の届出を行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査	○旧加算（Ⅰ）（現加算（Ⅱ））の届出を行わない理由 左に加え、旧加算（Ⅰ）の届出を行わない理由のうち、キャリアパス要件（Ⅰ）又は（Ⅱ）を満たすことが困難と回答している事業所について、さらに具体的な事情を調査	○加算（Ⅱ）の届出を行わない理由 加算（Ⅱ）の届出を行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査 <u>なお、具体的な事情を調査する項目は削除</u>

	平成27年度調査	平成28年度調査	平成29年度調査
処遇改善 加算の 届出状況	<p>○処遇改善加算の届出を行わない理由</p> <p>いずれの加算の届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査</p>	<p>○処遇改善加算の届出を行わない理由</p> <p>左に加え、いずれの加算の届出も行わない理由のうち、「対象の制約のため困難」、「事務作業が煩雑」と回答している事業所について、さらに具体的な事情を調査</p>	<p>○処遇改善加算の届出を行わない理由</p> <p>いずれの加算の届出も行っていない事業所について、届出を行わない理由を調査</p> <p>なお、<u>具体的な事情を調査する項目は削除</u></p>
	<p>○特別事情届出書</p> <p>平成27年4月～9月までの間の特別事情届出書の提出の有無、賃金水準の引き下げ手法を調査</p>	<p>○特別事情届出書</p> <p>平成28年4月～9月までの間の特別事情届出書の提出の有無、賃金水準の引き下げ手法を調査</p>	<p>○特別事情届出書</p> <p>平成29年4月～9月までの間の特別事情届出書の提出の有無、賃金水準の引き下げ手法を調査</p>

平成29年度介護従事者処遇状況等調査の抽出率について

【施設・事業所票】

	施設・事業所数	平成29年度 処遇調査	平成28年度 処遇調査	平成27年度 処遇調査
介護老人福祉施設	7,688	1/4	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,238	1/4	1/4	1/4
介護療養型医療施設	1,234	1/4	1/4	1/4
訪問介護	33,471	1/20	1/20	1/20
通所介護 (地域密着型通所介護を含む)	43,458	1/20	1/20	1/20
居宅介護支援	40,001	1/20	1/20	1/20
認知症対応型共同生活介護	13,178	1/10	1/10	1/10

※ 施設・事業所数は「介護給付費等実態調査（平成29年3月審査分）」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当））による請求事業所数

※ 本調査は、政府統計の一般統計調査であり、総務大臣の承認を受ける必要があるため、審査の過程で抽出率等調査事項について変動があり得る。

【従事者票】

	介護職員	訪問 介護員	サービス 提供者 責任者	看護 職員	生活相 談員・ 支援相 談員	PT・OT T・ST 又は 機能訓練 指導員	介護支 援専門 員	栄養士	調理員	事務 職員
介護老人福祉施設	1/5	-	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/2
介護老人保健施設	1/5	-	-	1/4	1/1	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
介護療養型医療施設	1/2	-	-	1/4	-	1/2	1/1	1/1	1/1	1/2
訪問介護	-	1/4	1/1	-	-	-	-	-	-	1/1
通所介護 (地域密着型通所介護を含む)	1/2	-	-	1/1	1/1	1/1	-	1/1	1/1	1/1
居宅介護支援	-	-	-	-	-	-	1/2	-	-	1/1
認知症対応型共同生活介護	1/2	-	-	1/1	-	-	1/1	-	-	1/1

※ 本調査は、政府統計の一般統計調査であり、総務大臣の承認を受ける必要があるため、審査の過程で抽出率等調査事項について変動があり得る。